

# 国民体育大会 愛媛県代表選考規定

愛媛県アーチェリー協会

平成 25 年度より適用

1. 県代表資格を有する者
  - (1) 県アーチェリー協会登録者
  - (2) ふるさと制度登録者
  - (3) 高校生は県内高校通学者
2. 代表選手は必ず(公社)全日本アーチェリー連盟の競技者登録者であり  
AJAF ターゲットバッジの資格を取得している者
3. 成年男女は国体一次 二次 三次予選会で  
70m ラウンド (72 射) を 5 試合行い、上位 3 試合の合計点の上位者
4. 少年男女は国体一次 二次 三次予選会で 70m ラウンド (72 射) を 5 試合行い、  
上位 3 試合の合計点の上位者
5. 本国体および四国ブロック大会に出場可能な者
6. 愛媛県代表の国体選手として、ふさわしい者
7. 上記の条件を参考資料とし、理事会の協議により代表選手を決定する
  - (1) 最低 1 試合の県予選に出場すること
  - (2) ブロック大会に出場する為の選手三人が揃わない時、上位 3 試合の試合数に満たなくても選出することができる
  - (3) 県外の公式戦に出場と県予選会が重なった場合、県外公式戦の 70m ラウンド (72 射) の点数を 1 試合の点数として加算できる。(県外の公式戦とは、学連の王座戦、全日本ナショナルチーム (U-20、U-17 含む) の国際大会をいう。)
  - (4) 全日本ナショナルチーム (U-20、U-17 含む) に指定されている選手に限り、当該選手が全日本アーチェリー連盟の指定する合宿等の行事に参加することにより、国体予選への 3 試合の参加が困難な場合は一次予選から三次予選までの間に開催される公認試合の結果を提出できる。(事前申請のこと)
  - (5) 得点が同点の場合は、採用した 3 試合の得点のうち得点の高いほう比較し、高得点の選手を選考する。同順位の場合は採用した 3 試合の 10 点数、X 点数の多い選手を選考する。

改訂

平成 25 年 4 月

平成 28 年 4 月

令和 元年 5 月